「福」「祉」はしあわせ・福祉文化コース　リモート３　　講師　山﨑眞弓　2021/0225

高齢者の幸せ、子供の幸せを考える

世田谷での高齢者の生活に関係の深い「高齢者福祉」、そして昔は私達もそうだった子供、のための福祉が「児童福祉」、その両方を結び付ける活動、児童福祉と高齢者福祉のドッキング、「異世代コミュニケーション」の「ひこばえ」＆「たまごの家」を紹介します。

※パワーポイントで　ひこばえ&たまご（他孫）の家　の活動をみる。

子供達の幸せの幅を広げる高齢者

☆**思い出してみよう：一番古い記憶、楽しい思い出はどんな事でしたか？**

そして子供時代の印象に残っている事。どんな事をして遊んだか、一番楽しかった遊び

（みんなで思い出し、ぐるりと紹介してみましょう。）

子供頃の楽しさ、幸せ観、望んでいた事、仲間、大人、年寄りの姿など）

（いか飛行機を飛ばしてみる・お手玉・メンコ・ビー玉・コマなどは？）

・子供達の幸せを、高齢者はこれまでの人生を背負って、どうイメージしていけるのか？

☆異世代コミュニケーション、子供と高齢者など、異世代同時同場面での交流の意味

子育てとは「育ちゆく子どもに対して、愛情を注ぎ、必要な保護と教育を行いながら展開する生活を通して、育てる側もまた人間として成長・成熟するという、相互に育ちあうプロセスである。また、子どもは親と、親は子どもとともにある生活のなかで喜びと幸せを見出す過程」と言う捉え方です。1 大田光洋、平山祐一郎、渡辺弥生、熊澤幸子、松川秀夫編『子育て支援用語集』（同文書院、2005 年） 2 頁-------理想論かも。

子育て支援事業のガイドライン：

http://kosodatehiroba.com/new_files/kenkyu/guideh21fukyuu.pdf

子育て支援は、私達高齢者の、長い人生経験を生かしてこそできる支援ではないか？

少子高齢化社会といわれているように、若い人達は子供を産まない。私達の育った頃の社会の、子供にとって良かった所、今の方が良い所、困った所、子供の幸せとはどんな事か？

高齢者と子供はどんな係り合いをして暮らす事が互いにとって幸せなのだろうか？

・次世代や子供達の胸の中に、自分はどのような高齢者として、生き続けたいか？

〇昔は子供だった高齢者：子供時代に考えていた、幸せについて思い出す。

〇子供自身が考える「子供の幸せ」　・　大人の考える「子供の幸せ」

多世代コミュニケーションの活動は：

子供にとって：1.子供達は家庭・学校・塾など決まった集団だけでない、自由な人間関係を体験できる。　**2.**その中で「異文化」、いつもと違う時間の過ごし方、考え方を知り、刺激を受け、その場の相手によっていろいろなコミュニケーションを経験できる。

.高齢者にとって：1.子供達に年をとる事、どんなふうに生きているかなどの人生のモデルを示す事が出来る。　2.これまでの人生で蓄積している知恵、体験、技術を見てもらい、生かしてもらう事ができる。　3. 将来の社会を背負い、いろいろな苦労もあるだろう子供達に、優しく見守り、教え、応援している事を伝え、互いに配慮しながら暮らす幸せを知らせる事ができる。など。

実際に活動してみると：

① 互いの特性、老いや障害を自然に理解できる。できる事、出来ない事も。でも助け合って、知恵を集めて、やってみる事、それの中にいる事は、楽しい。

②何をするとどんなふうに子供は喜ぶのかとか、子供の身になって次に遊ぶ事、メニューを考える事は、決まった人間関係、決まった行動範囲、決まった言葉、決まった体の動きになってしまう高齢者の日常とは違ってくるので、緊張したり、驚いたり、良い刺激となって活性化する。

③子供の、相手の立場(高齢者の体力など)に立って思いやる心を育てる事が出来る。

④仲間に入れない子供が居ると、何とかひっぱりこもうとか、人にやさしくなれる。
できない事があっても、励まそうとか、大人としての余裕がある。
（いつもは、老いが進んでいるとか、思っていても）

異世代コミュニケーションの中でみえてくる事

・高齢者の育った頃の日本社会（家族関係、兄弟、親族、近隣関係、食べ物、着る物、医療、公衆衛生、娯楽、学校、遊び場、手伝い）と今の子供達の育つ日本社会は大きく変わった。

・高齢世代は、今の親の悩みに対して、子育て世代とは、別の視点をもっている。

・若い世代は忙しい毎日、時間にせかされている。
核家族の中で子育てをする母親の大変さがある。育児の全責任を負っているのかも
学校では苛められる、言う事を聞かない、しつけが出来ない
自分の育て方のせいか、自分の性格などの足りなさとかの悩み
一人で子供の育ち方の責任を負っている感じ、孤独

それに対して、高齢者側は子供の毎日に、ゆったり感などを伝える事ができる。
自分の子育て体験から、相談にのれるし、聞いてあげる事はできる。

子育ては：社会全体で支援しなければならない営み。
その子が、次世代が社会を支えてくれる社会
育児は社会全体が暖かく見守る中でできるよう、手助けも必要

☆高齢者の長い人生経験、酸いも甘いも噛み分けた目で、子育て支援を考える事ができる。

児童福祉法と高齢者福祉法の成り立ちを眺める
児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）の第一条：すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。第２条〔児童育成の責任〕　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
※その頃の子供とは、今の高齢者私達です。私達の為に作られた児童福祉法でした。しかし空き地があって、子供が遊ぶ場所もあり、兄弟も 4，5 人と多く、群れて遊んだ世代
家族法（民法）は男女同権を明記し、子供は親の庇護の下で育つ事が望まれた。

戦後復興をする日本の、貧しかったが、希望があった社会。
家制度の中で女性は選挙権も無く、家族の事は家長が決めていた時代から、男女平等
全ての子供は心身とも健やかに成長するよう、親家族社会も責務を負う。**親中心過ぎか？**

それができない子供は養育に欠ける子供として、特別に福祉の世話、児童福祉法の対象。
それを 1997 年の改正で、養護、保育に欠ける特殊な子ばかりでなく、全ての子供の育児支援が児童福祉の中に入る。での新しい問題も出て来ていて、子供の貧困、虐待の問題。
日本人の幸せ観、子供の幸せ、高齢者の幸せ観も変化し、福祉制度も変化している 21 世紀。

★昭和 22 年制定の日本国憲法 24 条には, 個人の尊厳と男女平等の原則が宣言されました。
1947 年（昭和 22 年）民法が一部あらたまり、明治民法の家族法が根本的に改められる。
昭和家族法が成立し、家制度を廃止して、結婚は両性の合意に基づく事、
男女同権、女性も選挙権被選挙権があたえられ、家庭内の地位も平等
子供に対して、父親と母親の権利義務の差別が廃止され、戸主権は廃止
でも戦後の社会は貧しい社会、児童労働、靴磨き、物乞いもあった。
農村部では小中学校に田植え休みがあり、大人と一緒に働いた

★まず戦後の戦争孤児の保護、救済が緊急課題の中、昭和 22 年に児童福祉法が制定された。
第一条すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。
第２条〔児童育成の責任〕　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身と

もに健やかに育成する責任を負う。

その頃の子供とは、今の高齢者私達です。私達の為に作られた児童福祉法でした。

しかし空き地があって、子供が遊ぶ場所もあり、兄弟も 4，5 人と多く、群れて遊んだ世代

家族法（民法）は男女同権を明記し、子供は親の庇護の下で育つ事が望まれ、そうでない子供は養育にかける子供として特別に福祉の世話、児童福祉法の対象になる。

21 世紀の今日では：養護、保育に欠ける特殊な子ばかりでなく、全ての子供の育児支援が児童福祉の中にはいりましたが、新しい問題,、供の貧困、虐待などの問題もでてきている。

児童福祉法が制定された時代は、戦後まもなく、家制度の中で、家長の下での家族労働、農村社会でした。子どもは家を継ぐ者、家長の下で育っていく者、ある意味では家の存続の為に産まれて、育てられる時代でもあった。日本の家族制度の中の戸主権の名残りのような強い親権、親の養育権は、ヨーロッパ諸国の家族法の中の親子関係、子どもの権利、親の養育義務について、親の側に傾いているのかもしれず、被虐待児への対応では、親の養育権のお強さ、立ち入りは難しい現状がある。親権の制限が数年間の議論の中で、改正されたばかり。

高齢者福祉の始り：終戦 1945 年（昭和 20 年）の後、朝鮮戦争（1950 年～1953 年)、1955（昭和 30 年）年には戦前最高の生産力まで戻した日本経済。1956 年（昭和 36 年）「もはや戦後は終わった（経済白書)」と言われた。そして 1970 年（昭和 45 年）の高齢化社会（高齢化率 7%）の到来を前に 1963 年（昭和 38 年）池田内閣の時に老人福祉法が作られた。その時の厚生次官の意気盛んな文章があります。(老人福祉法施行 235 号の二つを入れて検索すると出てくる。)そして 21 世紀の今介護保険法はその目的を下記のように謳っている。

（日本社会は食べて行く事が精一杯だった戦後から、一億総中流へ、そして高齢社会へと動いた）

介護保険で、地域で最後まで暮らせるようにと制度が設計された。

介護険法第一条（目的規定）

介護保険法は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し**、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。